

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部学校総務課(市民文化会館) No.004

処 分 名	春日部市民文化会館への入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の春日部市民文化会館への入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 14 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 13 条
処 分 基 準	◎教育委員会は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者に対して、春日部市民文化会館への入館を制限することがあります。  ・ 風俗を害し、騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動をする場合 ・ 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込む場合 ・ 入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・ 施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・ 管理上必要な指示に従わない場合
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠条例及び  
関係条例等の抜粋**

■春日部市民文化会館条例

(入館の禁止等)

第 14 条 教育委員会は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

■春日部市民文化会館条例施行規則

第 13 条 教育委員会は、使用者心得を別表第 2 のとおり定める。

別表第 2 (第 13 条関係)

(使用者心得)

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 各施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (3) 会館内外で寄附、金品の募集、物品の販売又は陳列をするときは、事前に許可を受けること。
- (4) 許可なくポスター、チラシ等を配布し、又は壁や柱等にはらないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食や喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (7) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしたり、使用許可を受けない設備等を使用しないこと。
- (9) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込まないこと。
- (10) 使用が許可され、必要がある場合は、消防署、警察署又は税務署等へ届出を行うこと。